

◆マイナンバーカードの保険証のご利用について

当院では、マイナンバーカードで保険証を確認する「マイナ受付」(顔認証付きカードリーダー)を開始しました。

これにより、マイナンバーカードで健康保険証としての利用ができることになりました。ただし、当面の間は健康保険証も併せてご持参いただければと思いますので、ご協力をお願いします。

また、診察券も、これまで通り毎回お持ちください。

利用申込受付中!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※2021年10月までに本館運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参をお願いします。
※医療機関の窓口によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

内閣府 総務省 厚生労働省

令和3年4月改訂

どうやって使うの?

スッと置いてミビツと認証!

とっても簡単!

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

どんないいことがあるの?

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!



マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!



就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。